

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月 1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第49号

### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに追加項等及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる<u>経営支援室</u>、<u>通商物流室</u>、<u>人材育成確保室</u>、<u>労働政策室</u>、<u>雇用就業支援室</u>、<u>企業立地推進室</u>、<u>新事業開拓室</u>、<u>次世代環境産業室</u>、<u>産学金官連携室</u>、<u>林政企画室</u>、<u>県産材・林産物需要拡大室</u>、<u>森林づくり推進室</u>及び<u>全国植樹祭準備室</u>の長をいう。</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる<u>市町村税制支援室</u>、<u>給与室</u>、<u>まんが王国とっとり推進室</u>、<u>山陰海岸世界ジオパーク推進</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる<u>子育て応援室</u>、<u>家庭福祉室</u>、<u>企画調査室</u>、<u>経営支援室</u>、<u>通商物流室</u>、<u>人材育成確保室</u>、<u>労働政策室</u>、<u>雇用就業支援室</u>、<u>企業立地推進室</u>、<u>新事業開拓室</u>、<u>次世代環境産業室</u>、<u>産学金官連携室</u>、<u>林政企画室</u>、<u>県産材・林産物需要拡大室</u>、<u>森林づくり推進室</u>及び<u>全国植樹祭準備室</u>の長をいう。</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる<u>市町村税制支援室</u>、<u>給与室</u>、<u>広域観光推進室</u>、<u>山陰海岸ジオパーク推進室</u>、<u>企画総務室</u>、</p>

室、福祉指導支援室、自立支援室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、グリーンニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(15) 統轄監 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監をいう。

(16) 部長 組織条例第14条第2項に規定する部局長等をいう。

(17) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第6項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。

(18) 略

(19) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の場合において、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育て王国推進局、健康医療局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。

5 前各項の規定にかかわらず、部長又は局長の専決

自立支援室、医師確保推進室、感染症・新型インフルエンザ対策室、グリーンニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第6項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(15) 部長 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等をいう。

(16) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。

(17) 略

(18) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の場合において、子育て支援総室、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。





	定による特定非営利活動法人に対する改善命令								
	12 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の廃止の取消し							○	総合事務所長
二 鳥取県非営利活動促進法施行細則(平成20年鳥取県規則第44号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定する閲覧を行わない日の指定 (一) 鳥取力創造課の所管に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
	2 同規則第7条第4項の規定による閲覧の中止の命令 (一) 鳥取力創造課の所管に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第41条第1項の規定によるシルバー人材センターの指定及び同条第3項の規定による名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示							○	
	2 同法第41条第4項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第5項の規定する当該事実の公示							○	
	3 同法第43条の2の規定によるシルバー人材センターに対する同法第42条第1項の規定する業務に関する監督命令							○	
	4 同法第43条の3第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示							○	
危機管理政策課	一 災害対策基本法(昭和46年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務	略	略	略	略	略	略	略	略

防災課	一 災害対策基本法(昭和46年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務	略	略	略	略	略	略	略	略
	4 略								
	5 同法第51条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達							○	
	6 同法第53条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同条第5項の規定による情報の収集							○	
	7 同法第55条の規定による予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について							○	



	の募集に関する広報宣伝										
5	同令第20条の規定による自衛官等の募集に関する報告等	○									

二 略

三 災害対策基本法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第1条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達		○								
	2 同法第3条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同法第5項の規定による情報の収集	○									
	3 同法第5条の規定による予想される災害の事態及びこれに対処すべき措置等についての通知及び要請	○									
	4 同法第7条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求		○								
四 原子力災害対策特別措置法(平成19年法律第166号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第2項の規定による原子力事業者防災業務計画の作成又は修正等についての協議等	○									
	2 同法第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況等についての届出の受理等		○								
	3 同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任等についての届出の受理		○								
	4 同法第9条第6項において準用する第8条第4項の規定による防災管理者等の届出書類の写しの送付		○								
	5 同法第10条第1項の規定による事象の発生に関する通報		○								
	6 同法第10条第2項の規定による専門的知識を有する職員が派遣の要請		○								
	7 同法第11条第3項の規定による放射線測定設備の設置等についての届出の受理		○								
	8 同法第25条第2項の規定による応急措置の概要等についての報告の受理		○								
	9 同法第31条の規定による業務に関する報告の徴収		○								

	募集に関する広報宣伝										
5	同令第20条の規定による自衛官の募集に関する報告等	○									

二 略



略									
25	同法第22条第1項第1号の規定による輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出の受理及び同条第2項の規定による輸入検査を行った旨の報告の受理								○
略									
27	同法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガス消費者からの施設の位置等の届出の受理								○
略									
33	同法第27条第2項の規定による第一種製造者の保安教育計画の変更の命令								○
略									
40	同法第33条第3項の規定による保安締結者等の代理者の選任又は解任の届出の受理								○
略									
44	同法第36条第2項の規定による危険事態を発見した者からの届出の受理								○
略									
48	同法第39条の11の規定による認定完成検査実施者等の検査の記録の届出の受理								○
略									
54	同法第38条の30の3の規定による保安検査機関の指定及び指定の更新								○
55	同法第31条第1項及び第4項の規定による業務等に関する報告の徴収							○	
56	同法第32条第1項及び第4項の規定による事務所等への立入検査等の実施							○	
略									
十一	高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第8条第1項第1号の規定により知事が行うこと	略							
4	同法第8条の27の規定による違反行為等を理由とする指定完成検査機関への法第38条の2第2号に規定する者の解任命令								○

略									
25	同法第22条第1項第1号の規定による輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出の受理及び同法第22条第2項の規定による輸入検査を行った旨の報告の受理								○
略									
27	同法第24条の2の規定による特定高圧ガス消費者からの施設の位置等の届出の受理								○
略									
33	同法第27条第2項の規定による第一種製造者の保安教育計画の変更の命令								○
略									
40	同法第33条第3項の規定による保安締結者等の代理者の選任又は解任の届出の受理								○
略									
44	同法第36条第2項の規定による危険事態を発見した者からの届出の受理								○
略									
48	同法第39条の11第1項及び第2項の規定による認定完成検査実施者等の検査の記録の届出の受理								○
略									
54	同法第38条の30の2第1項及び第2項の規定による保安検査機関の指定及び指定の更新								○
55	同法第31条の規定による業務等に関する報告の徴収							○	
56	同法第32条の規定による事務所等への立入検査の実施							○	
略									
十一	高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第8条第1項第1号の規定により知事が行うこと	略							
4	同法第8条の27の規定による禁止違反行為等を理由とする指定完成検査機関への法第38条の2第2号に規定する者の解任命令								○





略									
一 鳥取県庁舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務（本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同規則第3条第1項の規定による物品販売の許可							○	
	2 同規則第3条第1項の規定による許可（同項第2号から第5号までに係るものに限る。）							○	
	3 同規則第6条の規定による必要な処置の命令							○	
二 電気事業法（昭和49年法律第170号）に係る知事の権限に属する事務	1 同法第42条第1項又は第2項の規定による保安規程の制定又は変更に係る経済産業大臣への届出					○			
	2 同法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置又は変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての経済産業大臣への届出					○			
三 県有建物に関する広告物等取扱い規程に基づく知事の権限に属する事務（本庁警察本部を除く。）の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可					○			
	2 同訓令第5条ただし書の規定による1の許可の取消し					○			
四 その他の事務	1 叙位、叙勲及び褒章に係る事務 （一）候補者の決定 （1）春秋叙勲及び褒章に係るもの （2）叙位、高齢者叙勲、死亡叙勲及び遺族自賞に係るもの （二）国への具申							○	
	2 総合事務所の職員に対する表彰（総合事務所長の名において処理することが適当であるものに限る。）							○	総合事務所長
	3 本庁の庁舎の使用静当の決定又は変更							○	
	4 本庁の庁舎の暖房開始及び終了の時期の決定							○	
	5 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更							○	
	6 本庁の庁舎内での電気機器使用の承認							○	

略									
略									

財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第219条第2項の規定による予算についての公表									○									
	略																			
		4 同法第23条第6項の規定による決算についての公表										○								
略																				
政策・法務課	略																			
	五 社債、株式等の振替に関する法律（平成33年法律第25号）に係る知事の権限に属する事務	1 同法第13条第1項において準用する同法第39条の規定による振替社債の発行者の通知																		○
	略																			
略																				
教育・学術振興課	略																			
	略																			
	略																			

財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第219条第2項の規定による予算についての <u>総務</u> 大臣への報告及び公表																		○		
	略																					
		4 同法第23条第6項の規定による決算についての <u>総務</u> 大臣への報告及び公表																			○	
略																						
政策・法務課	略																					
	五 社債等登録法（昭和17年法律第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による異債の登録																			○	
	略																					
県民課	一 鳥取県個人情報保護条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1項の規定による事業者が個人情報を取り扱う際における指針の作成																			○	
		2 同条例第2条第2項の規定による指導又は助言																			○	
		3 同条例第3条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求																			○	
		4 同条例第3条第2項の規定による報告又は資料の提出をしない旨の公表																			○	
		5 同条例第4条第1項の規定による事業者に対する是正の勧告																			○	
		6 同条例第4条第3項の規定による勧告に従わない旨の公表																			○	
	二 鳥取県情報公開条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条第2項の規定による会議の公開に関し指針の作成																				○
	略																					
青少年課	略																					
	略																					
	略																					
文教課	五 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨																			○	
	略																					

略
略
観光政策課
二略

県条例第4	2 同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取消し	○							
	3 同条例第1条の2第2項に基づく図書類の陳列への助言又は指導	○							
	4 同条例第2条の2第7項の規定による改善事項報告書の提出の命令	○							
	5 同条例第2条の3第3項に基づく表示票の交付	○							
	6 同条例第3条第1項の規定による有害図書類の指定	○							
	7 同条例第4条の2第1項の規定による有害がらん具刃物類の指定	○							
	8 同条例第7条第4項の規定による有害図書類又は有害がらん具刃物類の除去等の命令	○							
	9 同条例第7条第5項の規定による自動販売機等による営業の全部又は一部の停止の命令	○							
	10 同条例第7条第6項の規定による自動販売機等の撤去の命令	○							
	11 同条例第7条の3第3項において準用する第2条の3第3項の規定に基づく表示票の交付	○							
	12 同条例第7条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○							
	13 同条例第2条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等の実施	○							
	14 同条例第2条第2項の規定による自動販売機の設置場所への立入調査等の実施	○							
	15 同条例第2条第3項の規定による深夜営業施設への立入調査等の実施	○							
	略								
	観光略								
	二略								
策	課三 通称案内士法（昭和24年法律第210号）に	○							

三 略																				
国際 観光 推進 課	一 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条の規定による通訳案内士の登録																		
		2 同法第21条の規定による通訳案内士の登録の拒否																		
		3 同法第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録の抹消																		
		4 同法第33条の規定による通訳案内士の懲戒処分																		
略																				
福祉 保健 課																				
二 略																				
三 略																				
四 略																				
五 略																				
六 略																				
七 略																				

四 略																					
略																					
福祉 保健 課																					
三	民生委員 の権限に属 する事務	1 同法第4条の規定による民生委員の定数の決定																			
		2 同法第5条第1項の規定による民生委員の推薦																			
		3 同法第7条の規定による民生委員の再推薦の命令及び推薦																			
		4 同法第11条第1項の規定による民生委員の解職の具申																			
		5 同法第17条第1項の規定による民生委員の指揮監督																			
		6 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立																			
		7 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施																			
		8 同法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域についての決定																			
四 略																					
五 略																					
六 略																					
七 略																					
八 略																					





	給認定の変更の認定								
	13 同法第66条第4項の規定による変更認定に係る事項の医療受給者証への記載等							○	総合事務所長
	14 同法第67条第1項の規定による支給認定の取消し							○	総合事務所長
	15 同法第67条第2項の規定による医療受給者証の返還要求							○	総合事務所長
	16 同法第68条第1項の規定による自立支援医療費の支給			○					
	17 同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等							○	
	18 同法第66条第3項の規定による自立支援医療費の支払の一時差止めの指示等							○	
	19 同法第67条第1項の規定による勧告							○	
	20 同法第67条第2項の規定による公表							○	
	21 同法第67条第3項の規定による勧告に係る措置の命令							○	
	22 同法第67条第4項の規定による公示			○					
	23 同法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等							○	
	24 同法第69条の規定による公示			○					
	25 同法第73条第1項の規定による診療内容等の審査及び自立支援医療費等の額の決定			○					
	26 同法第73条第4項の規定による自立支援医療費の支払に関する事務の委託			○					
二	障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものに限る。）							○	総合事務所長
	1 同法第32条第1項の規定による変更に係る届出の受理							○	総合事務所長
	2 同法第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付							○	総合事務所長



19	同法第24条の20第1項の規定による障害児施設医療費の支給の決定						○	児童相談所長
20	同法第27条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による児童の措置						○	児童相談所長
21	同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施						○	児童相談所長
22	同法第30条の2の規定による児童の保護に関する指示及び報告の徴取						○	児童相談所長
23	同法第31条の規定による在所閉鎖の延長						○	児童相談所長
24	同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可					○		
25	同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認					○		
26	同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は施設への立入検査の実施						○	総合事務所長
27	同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令						○	総合事務所長
28	同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令					○		
29	同法第57条の2第1項の規定による障害児施設給付費等の額に相当する金額の徴収						○	
30	同法第57条の2第2項の規定による指定知的障害児施設等に対する返還請求等						○	
31	同法第57条の3第1項の規定による障害児の保護者等に対する報告等の命令等						○	児童相談所長
32	同法第57条の4の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等						○	児童相談所長
33	同法第38条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し					○		
34	同法第9条第1項の規定による施設を設置者等からの報告の徴収又は						○	総合事務所長







内に係るもの (二) (一)以外のもの	○						
12 同法第12条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当施設病所又は助産所が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を所管する総合事務所の所管区域内に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの	○					○	総合事務所長
13 同法第12条の2の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理		○					
14 同法第15条第3項によるエクス線装置を備えたとき等に係る病院又は診療所の管理者からの届出の受理						○	総合事務所長
15 同法第16条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可		○					
16 同法第18条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可 (一) 診療所に係るもの (二) (一)以外のもの		○				○	総合事務所長
17 同法第23条の2の規定による病院等又は療養病棟を有する診療所の開設者に対するその人員の増員命令又はその業務の全部若しくは一部の停止命令 (一) 一の総合事務所の所管区域内における診療所に係るもの (二) (一)以外のもの		○				○	総合事務所長
18 同法第24条第1項の規定による病院等の開設者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの		○				○	総合事務所長
19 同法第27条の規定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付						○	総合事務所長







	和23年厚生省令第50号)に基づく知事の権限に属する事務	情報に係る知事への報告の方法等の決定							
四	医師法(昭和23年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による医師の免許の取消しに処分に係る者に対する意見の聴取	○						
		2 同法第7条第11項の規定による医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取	○						
五	歯科医師法(昭和23年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による歯科医師の免許の取消しに処分に係る者に対する意見の聴取	○						
		2 同法第7条第11項の規定による歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取	○						
六	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による歯科技工士の氏名、住所等の届出の受理						○	総合事務所長
		1の2 同法第8条第2項の規定による歯科技工士の処分についての厚生労働大臣への具申	○						
		2 同法第21条の規定による歯科技工所の開設の場所等の届出の受理若しくは届け出た事項の変更の届出の受理又は歯科技工所の休止若しくは廃止若しくは再開の届出の受理						○	総合事務所長
		3 同法第24条の規定による歯科技工所の稱設者に対する構造設備の改善の命令						○	総合事務所長
		4 同法第25条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止	○						
		5 同法第26条第1項第4号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項の許可	○						
		6 同法第27条第1項の規定による歯科技工所の開設者若しくは管理者等に対する報告の命令又は歯科技工所への立入り及び清潔保持の状況等の検査の実施						○	総合事務所長
七	歯科技工法の一部を	1 同法附則第2条の規定による歯科	○						



									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
									○	総合事務所長	
十一	あん摩 マッサージ 指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術者の届出を した旨の証明書の交付に関する規則（平成4年保健医療規則第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務							○	総合事務所長
十二	臨床検査技師に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条第2項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生労働大臣への具申					○			
		2	同法第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録					○			
		3	同法第20条の4第1項の規定による衛生検査所の登録の変更					○			

	4 同法第20条の5の規定による衛生検査所の開設者からの報告の命令					○				
	5 同法第20条の5第1項の規定による衛生検査所の立入検査								○	総合事務所長
	6 同法第20条の6の規定による衛生検査所の開設者に対する指示		○							
	7 同法第20条の7の規定による衛生検査所の登録の取消し等		○							
十三 臨床検査技師に関する法律施行規則 （昭和43年厚生省令第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による登録証明書 の交付					○				
	2 同令第4条第2項の規定による登録証明書への記載及びその交付					○				
	3 同令第8条第1項の規定による登録証明書の書換交付					○				
	4 同令第9条第1項の規定による登録証明書の再交付					○				
十四 保健師 助産師看護 師法（昭和 23年法律第 203号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第8条の規定による准看護師 の免許					○				
	2 同法第2条第5項（同法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による准看護師免許証 の交付					○				
	3 同法第4条第2項の規定による戒告、業務の停止又は免許の取り消し					○				
	4 同法第4条第3項の規定による准看護師免許の再免許					○				
	5 同法第5条の2第2項の規定による再教育研修の受講命令					○				
	6 同法第5条の2第4項の規定による准看護師研修への登録					○				
	7 同法第5条の2第5項の規定による再教育研修修了登録証の交付					○				
	8 同法第8条の規定による准看護師試験の実施					○				
	9 同法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定					○				



	設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	(一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの							○	鳥取看護専門学校校長
	2 同条例第5条の規定による授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの								○	鳥取看護専門学校校長
	3 同条例第6条の規定による休学、退学又は復学の許可 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの								○	鳥取看護専門学校校長
	4 同条例第7条の規定による除籍の決定 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの								○	鳥取看護専門学校校長
	5 同条例第8条の規定による訓告、停学又は退学の処分 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの								○	鳥取看護専門学校校長
	18 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和62年鳥取県規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務							○	鳥取看護専門学校校長
	19 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和62年鳥取県規則第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務							○	倉吉総合看護専門学校校長
	20 鳥取県立歯科衛生専門学校	1 同条例第3条の規定による入学の許可							○	歯科衛生専門学校校長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学科の免除		○							





	定款問看護事業者 に対して処分が必 要と認めるときの 大臣への通知								
10	同法第24条お いて準用する第4 条第4項の規定に よる後期高齢者支 援金及び応帯金の 滞納処分		○						
11	同法第33条第2 項の規定による後 期高齢者医療広域 連合が同法の規定 による給付以外の 給付をする場合等 の協議			○					
12	同法第34条第2 項の規定による保 険者からの業務に 関する報告の徴収 又は実地検査の実 施			○					
13	同法第32条第1 項の規定による支 払基金等からの業 務等に関する報告 の徴収又は実地検 査の実施			○					
二 国民健康 保険法（昭 和33年法律 第192号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第12条の規 定による市町村が 一部負担金の割合 を減じる場合等の 協議			○					
	2 同法第24条の4 の規定による国民 健康保険組合の仮 理事の選任			○					
	3 同法第24条の5 の規定による国民 健康保険組合の特 別代理人の選任			○					
	4 同法第27条第2 項の規定による組 合会の規約の変更 等の議決の認可			○					
	5 同法第32条の2 第2項の規定によ る国民健康保険組 合の残余財産の処 分の許可			○					
	6 同法第32条の7 第1項の規定によ る清算人の氏名等 の届出の受理			○					
	7 同法第32条の7 第2項の規定によ る清算中に就職し た清算人の氏名等 の届出の受理			○					
	8 同法第32条の11 第4項の規定によ る裁判所への意見 の陳述			○					
	9 同法第32条の12 の規定による清算 終了の届出の受理			○					
	10 同法第11条（同 法第2条第6項、 第3条第3項及び 第4条の3第2項			○					

	で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等に対する療養の給付等に関する指導								
11	同法第45条第3項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による療養の給付に要する費用の額こつての別段の定めをなす契約締結の認可	○							
12	同法第45条の2第1項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭要求、関係者に対する質問又は設備等の検査	○							
13	同法第45条の2第5項(同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知	○							
14	同法第44条の2の2(同法第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者等に対する指導		○						
15	同法第44条の2の3第1項(同法第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭要求、関係者に対する質問又は検査書類等の検査	○							
16	同法第44条の2の3第3項(同法第4条の3第2項で準用する場合を含む。)の規定による指定訪問看護事業者に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知	○							
17	同法第88条第1項の規定による審査委員の決定	○							
18	同法第88条第2	○							

	項の規定による委員の委嘱								
	19 同法第9条第1項の規定による審査委員会が行う保険医療機関等又は特定承認医療機関等に対する報告の請求等の承認			○					
	20 同法第14条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問			○					
	21 同法第14条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問			○					
三 医療法に	1 同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求							○	総合事務所長
に基づく知事の	2 同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施							○	総合事務所長
権限に属する事務	3 同法第25条第2項の規定による病院等の開設者等に対する診療録その他の物件の提出の命令 (一) 診療所又は助産所に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
四 薬事法	1 同法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可							○	総合事務所長
(昭和65年法律第145号)に基づく	2 同法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新							○	総合事務所長
知事の権限に属する事務(畜産譲の存続事務に係るものを除く。)	3 同法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の兼業の許可			○					
	4 同法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理							○	総合事務所長
	5 同法第8条の2第2項の規定による薬局に関する情報の変更の報告の受理							○	総合事務所長
	6 同法第8条の2第4項の規定による市町村等に対する情報の提供の請求							○	総合事務所長
	7 同法第8条の2第5項の規定による薬局に関する情報の報告事項の公							○	総合事務所長

表									
8 同法第10条の規定による薬局の廃止等の届出の受理								○	総合事務所長
9 同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新 (一) 具外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
10 同法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可								○	総合事務所長
11 同法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者のはしき外の実務従事の許可			○						
12 同法第30条第1項の規定による配置販売業の許可			○						
13 同法第32条の規定による配置従事の届出の受理			○						
14 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付			○						
15 同法第34条の規定による卸売販売業の許可								○	総合事務所長
16 同法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者の営業所外での実務従事の許可			○						
17 同法第36条の4第1項の規定による一般用医薬品の販売等に従事しようとする者が必要な資質を有することを確認するための試験の実施			○						
18 同法第36条の4第2項の規定による医薬品の販売等に従事する者の登録			○						
19 同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理 (一) 具外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
20 同法第39条第2項の規定による高度管理放射線機器等の販売業及び賃貸業の許可								○	総合事務所長
21 同法第39条第4項の規定による高度管理放射線機器等								○	総合事務所長

	の販売業及び賃貸業の許可の更新								
22	同法第39条の3第1項の規定による管理用機器の販売業及び賃貸業の届出の受理							○	総合事務所長
23	同法第40条において準用する同法第10条の規定による医療機器の販売業又は賃貸業の廃止等の届出の受理							○	総合事務所長
24	同法第39条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医薬品等の取去の実施 (一) 製造販売業者、製造業者（これらの者のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者を除く。）及び県外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
25	同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施			○					
26	同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令			○					
27	同法第72条第3項又は第4項の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令 (一) 製造業に係るもの (二) 修理業に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの			○				○	総合事務所長
28	同法第72条の2の規定による業務体制の整備の命令 (一) 県外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長
29	同法第72条の3の規定による薬局開設者に対する報告又は是正命令							○	総合事務所長
30	同法第72条の4第1項の規定による業務運営の改善の命令 (一) 県外の配置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長

もの									
31 同法第72条の4第2項の規定による違反の是正の命令 (一) 県外の配置販売業者によるもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
32 同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令 (一) 県外の配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
33 同法第74条の規定による配置販売業者に対する違反行為をした配置員による配置販売の業務の停止の命令又はその配置員に対する配置販売の業務の停止の命令			○						
34 同法第75条第1項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令 (一) 配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
35 同法第75条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者等の処分についての厚生労働大臣への具申			○						
36 同法第76条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 (一) 配置販売業者に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
37 同法第76条の6の規定による指定薬物である疑いがある物品の検査等の命令			○						
38 同法第76条の7の規定による指定薬物の廃棄等の措置の命令			○						
39 同法第76条の8の規定による指定薬物又はその疑いがある物品を取扱う者に対する報告又はその店舗等への立入り及びその関係者等の検査若しくは関係者に対する質問の実施								○	総合事務所長
四の二 薬事 1 同法第30条第1項の規定による既			○						

	改正する法律（昭和38年法律第99号）による改正前の薬事法に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の研学事務に係るものを除く。）	存置販売業者の配置販売業の許可							
五	薬事法施行令（昭和36年政令第11号、以下この号において「令」という。）第30条の規定より知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	1 同法第12条第1項の規定による製造販売業の許可（同条第2項の規定によるその更新を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第1号に係るもの							○ 総合事務所長
		2 同法第13条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による製造業の許可（同条第3項の規定によるその更新を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの （二） 令第30条第2項第3号に係るもの							○ 総合事務所長
		3 同法第14条第1項の規定による医薬品等の製造販売の承認 （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第5号に係るもの							○ 総合事務所長
		4 同法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査			○				
		5 同法第14条第9項の規定による医薬品等の製造販売の承認に係る事項の一部変更の承認（同条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二） 令第30条第2項第5号に係るもの							○ 総合事務所長
		6 同法第14条の9第1項の規定による医薬品等の製造販売の届出の受理（同条第2項の規定による変更の届出の受理を含む。） （一） 薬局製造販売医薬品の製造							○ 総合事務所長

販売業者に係るもの (二)化粧品製造販売業者に係るもの		○					
7 同法第17条第4項又は第38条の2第2項において準用する同法第7条第3項の規定による医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造管理者の兼業の許可		○					
8 同法第19条の規定による製造所の廃止等の届出の受理 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二) 令第40条第2項第2号及び第4号に係るもの			○			○	総合事務所長
9 同法第40条の2第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による医療機器の修理業の許可(第40条の2第3項(同条第6項において準用する場合を含む。))の規定によるその更新を含む。		○					
10 同法第40条の3において準用する同法第19条第2項の規定による事業所の廃止等の届出の受理		○					
11 同法第38条の2第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の設置の承認		○					
12 同法第72条第1項の規定による医薬品等の製造販売業者の品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令		○					
13 同法第72条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者又は製造業者の製造管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令		○					
14 同法第72条の4第1項の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する業務運営の改善の命令 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの						○	総合事務所長

	の (二) 令第30条第 2項第2号及び 第4号に係るも の		○					
15	同法第72条の4 第2項の規定によ る製造販売業者若 しくは製造業者又 は医療機器の修理 業者に対する違反 の是正の命令 (一) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業者及び製 造業者に係るも の (二) 令第30条第 2項第2号及び 第4号に係るも の		○				○	総合事務所長
16	同法第73条の規 定による製造販売 業の総括製造販売 責任者等の変更命 令 (一) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業者及び製 造業者に係るも の (二) 令第30条第 2項第2号及び 第4号に係るも の		○				○	総合事務所長
17	同法第74条の2 の規定による医薬 品等の承認の取消 し等 (一) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売に係るもの (二) 令第30条第 2項第6号に係 るもの		○				○	総合事務所長
18	同法第75条第1 項の規定による製 造販売業者若しくは 製造業又は医療機 器の修理業の許可 の取消し又はその 業務の停止の命令 (一) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業者及び製 造業者に係るも の (二) 令第30条第 2項第4号の規 定による医療機 器の修理業者に 係るもの (三) 令第30条第 2項第2号又は 第4号の規定に よる製造販売業 者又は製造業者に 係るもの		○				○	総合事務所長
19	同法第77条の4 の3の規定による 製造販売業者又は 製造業者の回収の 報告の受理 (一) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業者及び製 造業者に係るも の (二) 令第30条第 2項第2号及び		○				○	総合事務所長

		第4号に係るもの								
		20 同法第30条第1項の規定による調査								
六 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（富産課の所掌事務に係るものを除く。）	1	同令第2条の薬局の取扱処方せん数の届出の受理							○	総合事務所長
	2	同令第45条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業の許可証の書換え交付 (一) 県外の設置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの						○		総合事務所長
	3	同令第46条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業の許可証の再交付 (一) 県外の設置販売業に係るもの (二) (一)以外のもの						○		総合事務所長
七 薬事法施行令第30条の規定による知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	1	同令第5条又は第12条（同令第5条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
	2	同令第6条又は第13条（同令第5条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 (一) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
八 薬事法施行規則（昭和66年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第11条の2の規定による薬局開設者の報告の方法等の決定						○		
	2	同令第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届出の受理							○	総合事務所長
	3	同令第30条の8第2項の規定による販売従事者登録証の交付						○		
	4	同令第30条の9						○		

		の規定による販売 従事登録事項の変 更届の受理							
	5	同令第59条の10 第4項の規定によ る販売従事登録の 消除			○				
	6	同令第59条の11 の規定による販売 従事登録証の書換 え交付			○				
	7	同令第59条の12 の規定による販売 従事登録証の再交 付			○				
八の二 薬事 法施行規則 等の一部を 改正する省 令（平成21 年厚生労働 省令第10 号）による 改正前の薬 事法施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1	同令第59条の規 定による既存配置 販売業者の配置販 売品目の変更又は 追加の申請の受理 （一） 県外の配置 販売業に係るも の （二）（一）以外 のもの			○			○	総合事務所長
九 鳥取県薬 事法施行細 則（昭和37 年鳥取県規 則第18号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1	同規則第6条の 規定による配置販 売業取扱品目変更 指定書等の交付 （一） 県外の配置 販売業に係るも の （二）（一）以外 のもの			○			○	総合事務所長
	2	同規則第11条の 規定による登録販 売者試験の合格証 明書等の交付			○				
十 薬師法 （昭和35年 法律第146 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第8条第3 項の規定による薬 師の免許の取消 し等の必要がある 旨の具申			○				
十一 毒物及 び劇物取締 法（昭和25 年法律第 303号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第4条第1 項の規定による毒 物又は劇物の販売 業の登録						○	総合事務所長
	2	同法第4条第4 項の規定による毒 物又は劇物の販売 業の登録の更新						○	総合事務所長
	3	同法第6条の2 の規定による特定 毒物研究者の許可			○				
	4	同法第7条第3 項（同法第2条第 4項において準用 する場合を含む。） の規定による毒物 劇物取扱責任者の 氏名の届出の受理						○	総合事務所長
	5	同法第8条第1 項第3号の規定に よる毒物劇物取扱 者試験の実施			○				



		者に対する廃棄物の回収等の必要な措置の命令									
	15	同法第22条第4項において準用する同法第9条第3項の規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令							○		総合事務所長
	16	同法第22条第6項の規定による違反者に対する必要な措置の命令							○		総合事務所長
十二 毒物及び劇物取締法施行令(昭和40年政令第261号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第11条、第13条、第6条、第8条、第22条、第24条又は第28条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定							○		
	2	同令第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定							○		
	3	同令第35条の規定による登録票又は許可証の書換え交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの								○	総合事務所長
	4	同令第36条の規定による登録票又は許可証の再交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) 製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの								○	総合事務所長
	5	同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物業者等の登録票等の受理 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
	6	同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付 (一) 販売業者の登録票に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
十三 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7の規定により知事が行う	1	同法第4条第1項の規定による製薬製造業者等の登録							○		
	2	同法第4条第4							○		

こととされる毒物及び劇物取締法に基づく事務	項の規定による登録の更新									
3	同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理		○							
4	同法第9条第1項の規定による製剤製造業者等の登録の変更		○							
5	同法第10条第1項の規定による氏名等の変更等の届出の受理		○							
6	同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び観察等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の取去		○							
7	同法第19条第1項の規定による登録を受けている毒物劇物製造業又は輸入業者等の有する設備に係る措置の命令		○							
8	同法第19条第2項の規定による毒物劇物製造業者等の登録の取消し		○							
9	同法第19条第3項の規定による毒物劇物製造業者等の毒物劇物取扱責任者の変更の命令		○							
10	同法第19条第4項の規定による毒物劇物製造業者等の登録を受けている者の登録等の取消し等		○							
11	同法第21条第1項の規定による現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理		○							
十四 麻薬及び精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許		○							
2 同法第9条第2項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換交付			○							
3 同法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付			○							
4 同法第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理							○			総合事務所長
5 同法第35条第3項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する			○							

麻薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告									
6 同法第46条第2項の規定による麻薬卸売業者が最初に所有した麻薬の品名等の厚生労働大臣への報告			○						
7 同法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許			○						
8 同法第50条の4において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書換交付			○						
9 同法第50条の4において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付			○						
10 同法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録			○						
11 同法第50条の7において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の書換交付			○						
12 同法第50条の7において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付			○						
13 同法第50条の22第2項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告			○						
14 同法第50条の24第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生労働大臣への報告			○						
15 同法第50条の26第4項の規定による薬局開設者等から別段の申出があつた旨等の公示			○						
16 同法第50条の38第1項の規定による麻薬卸売業者等からの報告の徴収及び麻薬業務等への立入検査、関係者への質問又は麻薬等の取去の実			○						

施								
17 同法第39条の39の規定による向精神薬の保管方法の変更等の命令			○					
18 同法第40条の40の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び当該営業所の使用の禁止の決定			○					
19 同法第41条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令			○					
20 同法第51条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令			○					
21 同法第51条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令			○					
22 同法第51条第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し			○					
23 同法第58条の2第2項の規定による麻薬中毒者であると医師が診断された者の氏名等の厚生労働大臣への報告			○					
24 同法第58条の6第1項、第4項及び第8項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の決定及び麻薬中毒者の厚生労働大臣への報告			○					
25 同法第58条の8第1項及び第6項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知			○					
26 同法第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知			○					
27 同法第58条の11の規定による措置入院者の所持品の保管の実施			○					
28 同法第58条の12			○					

		第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定							
		29 同法第8条の15の規定による麻薬中毒者医療施設で行った医師についての審査等の事務の委託		○					
		30 同法第8条の16の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求及び診療録等の実地検査の実施並びに麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め		○					
		31 同法第9条の4の規定による入院に要する費用の徴収		○					
十五 あへん 法（昭和29 年法律第71 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第44条第2項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収及びけし栽培地等への立入検査、関係者への質問又はあへん等の取去の実施		○					
	2	同法第44条第6項の規定によるけし栽培者の許可の取消しについての大臣への具申		○					
十六 大麻取 締法（昭和 23年法律第 124号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許		○					
	2	同法第7条第1項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許情報の交付		○					
	3	同法第10条第3項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消及び同条第6項に規定する免許情報の再交付		○					
	4	同法第14条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出しの許可		○					
	5	同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し		○					
	6	同法第21条第1項の規定による栽培地等への立入検査又は大麻の取去の実施		○					
十七 覚せい 剤取締法 （昭和26年 法律第252 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定		○					
	2	同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者		○					

の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令									
3 同法第9条第1項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生労働大臣への送付			○						
4 同法第10条第1項又は第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者であった者等の指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者であった者等の指定証の受理			○						
5 同法第10条第3項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による要旨の記載及び指定証の返還			○						
6 同法第11条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請書又は旧指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付及び旧指定証の受理			○						
7 同法第12条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理並びに指定証の訂正及び返還			○						
8 同法第24条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生労働大臣への報告			○						
9 同法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定			○						
10 同法第30条の3			○						

											の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の取消し又は業務若しくは研究の停止の命令
											11 同法第30条の4の規定による覚せい剤原料輸入業者等の業務の廃止の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤原料取扱業者等の業務の廃止等の届出の受理
											12 同法第30条の15第1項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱業者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収
											13 同法第30条の15第2項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱業者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収
											14 同法第31条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収
											15 同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び検査等の検査、覚せい剤等の取去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施
											16 同法第35条第2項の規定による覚せい剤施用機関の指定
											17 同法第36条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの病院の廃止の届出等に係る書類又は覚せい剤の譲渡若しくは処分等の報告に係る書類の受理及びこれらの厚生労働大臣への送付
十八	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和61年法律第160	1	同法第10条第4項及び第5項の規定による県献血推進計画の策定及び厚生労働大臣への提出								○







意見聴取									
32 同法第38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定		○							
33 同法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定							○	総合事務所長	
34 同法第38条第5項から第7項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導							○	総合事務所長	
35 同法第38条第9項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定の取消し		○							
36 同法第40条第3項の規定による診療報酬の額の決定			○						
37 同法第40条第5項の規定による診療報酬の額の決定に当たっての審査委員会等の意見の聴取			○						
38 同法第40条第6項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託			○						
39 同法第42条第1項の規定による患者等からの医療費等の支給の申請の受理及び必要な医療費用の負担の決定							○	総合事務所長	
40 同法第43条第1項の規定による感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求及び検査の実施			○						
41 同法第43条第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め又は差止め			○						
42 同法第45条第1項又は第2項の規定による新感染症に係る健康診断の実施の勧告又は健康診断の措置の実施							○	総合事務所長	
43 同法第46条の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長							○	総合事務所長	
44 同法第33条の7の規定による健康							○	総合事務所長	















	事の権限に属する事務																								
七	鳥取県立保育専門学校 院の設置及び管理に関する条例 （昭和49年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可														○	保育専門学校長								
		2 同条例第7条の規定による授業料、入学費、手数料及び入学料の減免															○	保育専門学校長							
八	鳥取県立保育専門学校 院学則 （昭和63年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務															○	保育専門学校長							
九	学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るもの（教育・学術振興課の庁管事務に係るものを除く。）に限る。）	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可									○														
		2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理										○													
		3 同法第13条の規定による私立学校の開校の命令										○													
十	私立学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るもの（教育・学術振興課の庁管事務に係るものを除く。）に限る。）	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他必要の報告書の提出の要求																○							
十一	私立学校振興助成法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1 同法第2条第1号の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等																	○						
		2 同法第4条第2項の規定による学校法人の業務簿記に関する書類及び収支計算書の届出の受理																		○					
		3 同法第4条第3項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可																			○				
十二	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理																			○	総合事務所長			
		2 同法第9条第1項の規定による未熟児の保護者届出及びその指導の実施																				○	総合事務所長		
		3 同法第9条第3項の規定による訪問指導を行う旨の通知																				○	総合事務所長		
57	同法第16条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 （一）保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに市町村の区域に所在する児童館に係るもの （二）乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの （三）（一）及び（二）以外のもの																					○	総合事務所長  児童相談所長		
58	同法第16条第3項の規定による必要な改善の届出及び命令 （一）保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに市町村の区域に所在する児童館に係るもの （二）乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るもの （三）（一）及び（二）以外のもの																						○	総合事務所長  児童相談所長	
59	同法第16条第4項の規定による事業の停止の命令																						○	児童相談所長	
60	同法第17条第1項の規定による経理承諾の許可																							○	児童相談所長
61	同法第16条第2項の規定による費用の徴収 （一）同法第10条第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用の徴収 （二）（一）以外のもの																							○	総合事務所長  児童相談所長
62	同法第16条第5項の規定による医療機関に支払うべき旨の命令																							○	総合事務所長
63	同法第16条第7項の規定による医療機関に支払った額の徴収																							○	総合事務所長
64	同法第16条第8項の規定による資料の徴収等 （一）同法第10条第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用並びに同法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用に係るもの （二）（一）以外のもの																							○	総合事務所長  児童相談所長
65	同法第18条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し																							○	総合事務所長



	6 同規則第6条第1項の規定による支払額の減額等																			○	総合事務所長					
	7 同規則第6条第3項の規定による負担命令の変更又は取消し及びその旨の通知並びに減額等を行わない旨の通知																				○	総合事務所長				
十四 母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による受診調節の指定及び同法第2項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定																					○	総合事務所長			
	2 同法第9条第2項の規定による受診調節の指定の取消し																					○	総合事務所長			
十五 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による講習の認定の取消し																						○	総合事務所長		
十六 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第4項の規定による受診調節の指定の取消し																						○	総合事務所長		
十七 その他 の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び児童給与等運営費の加算費の承認 (一) 市の区域に所在する保育所に係るもの (二) 町村の区域に所在する保育所に係るもの																						○	総合事務所長		
	2 鳥取県補助金等交付規則第4条の規定する検査及び同規則第8条の規定する審査及び現地調査等（保育所に係るものに限る。）																						○	総合事務所長		
三 児童福祉施設等規則（昭和24年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の3の規定による保育士登録簿の訂正																						○	総合事務所長		
	2 同法第7条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理 (一) 町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの																							○	総合事務所長	
	3 1に掲げるもの以外のもの																							○	児童相談所長	
四 里親が行う養育に関する最低基準（平成41年厚生労働省令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による指導又は助言																							○	児童相談所長	
	2 同法第4条の規定による報告又は届出の受理																								○	児童相談所長
五 児童虐待の防止等に関する法律（平成27年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する書類の交付																								○	児童相談所長
	2 同法第8条の2第1項の規定による出頭の要求																								○	児童相談所長
	3 同法第8条の2第2項の規定による出頭を要する際の書面による告知																								○	児童相談所長
	4 同法第8条の2第3項の規定による出頭の要するに当たっては、場合の立入調査等の実施																								○	児童相談所長
	5 同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査等の実施																								○	児童相談所長
	6 同法第9条の2第1項の規定による児童福祉の再評価要求																								○	児童相談所長
	7 同法第9条の3第1項の規定による児童虐待の疑いのある児童の住所等の隠蔽又は当該児童の捜索																								○	児童相談所長
	8 同法第9条の3第2項の規定による隠蔽又は捜索に係る必要な調査等																								○	児童相談所長
	9 同法第9条の3第3項の規定による同法第1項の許可状を請求する際の資料の提出																								○	児童相談所長
	10 同法第9条の3第5項の規定による同法第1項の許可状の交付																								○	児童相談所長
	11 同法第11条第3項																								○	児童相談所長





十 児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定							○					
	2 同法第8条の規定による手当の額の改定							○					
	3 同法第14条の規定による支給の停止							○					
	4 同法第15条の規定による支払の一時差止め							○					
	5 同法第16条の規定による未支払手当の支払の決定							○					
	6 同法第19条の規定による開問、書類等の提出の命令及び虚偽診断の命令							○					
	7 同法第20条の規定による資料の提供要求等							○					
	8 同法第21条の規定による手当の支払の調整							○					
十一 福祉施設等に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援センターの事務に係るものに限る。）	1 福祉施設等の一の8、10及び12に掲げる事務							○					
	2 福祉施設等の一の7、9及び1の（二）に掲げる事務							○					
十二 災害被災児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）及び災害被災児手当助成条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 市町村への助成に係る事務												○ 総合事務所長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学費手数料及び入学料の減免												○ 保育専門学院長
十三 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可												○ 保育専門学院長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学費手数料及び入学料の減免												○ 保育専門学院長
十四 鳥取県立保育専門学院学則（昭和49年鳥取県規則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務												○ 保育専門学院長
十五 学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可							○					









2項の規定による児童福祉協議会への報告									
26 同法第3条の16の規定による措置等の公表	○								
27 同法第4条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模多世帯児童養育事業に係る届出の受理								○	児童福祉局長
28 同法第4条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	児童福祉局長
29 同法第4条の5の規定による事業の制限又は停止の命令					○				
30 同法第4条の11の規定による一時留り事業に係る届出の受理								○	
31 同法第4条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	
32 同法第4条の13第3項の規定による措置命令								○	
33 同法第4条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令						○			
34 同法第4条の14の規定による家庭滞在保育事業に係る届出の受理								○	
35 同法第4条の16第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施								○	
36 同法第4条の16第3項の規定による措置命令								○	
37 同法第4条の16第4項の規定による事業の制限又は停止の命令							○		
38 同法第4条の18の規定による養育里親名簿の作成								○	
39 同法第4条の19第2項の規定による養育里親名簿の抹消								○	
40 同法第5条第3項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の届出の受理			○						
41 同法第5条第4項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の認可		○							
42 同法第5条第6項の規定による児童福祉施設（保育所を除く。）の廃止又は其			○						











	8	同令第9条（同令第28条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予の決定 （一）母子福祉団体に係る償還金に係るもの （二）（一）以外のもの											○					○	総合事務部長		
	9	同令第29条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定																	○	総合事務部長	
	10	同令第30条の規定による資格の決定											○								
十 児童扶養手当に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第1項の規定による支給資格及び手当の額の認定											○								
	2	同法第8条の規定による手当の額の改定												○							
	3	同法第4条の規定による支給の停止												○							
	4	同法第5条の規定による支払の一時差止め												○							
	5	同法第6条の規定による未支払手当の支払の決定												○							
	6	同法第29条の規定による賃金、書類等の提出の命令及び診断の命令													○						
	7	同法第30条の規定による資料の提供要求等													○						
	8	同法第31条の規定による手当の支払の調整														○					
十一 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（青少年・家庭課の所掌事務に係るものに限る。）	1	福祉保健課長の第一の8、10及び12に掲げる事務											○								
	2	福祉保健課長の第一の7、9及び11の（二）に掲げる事務												○							
十二 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第94号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第8条の規定による優良図書等の推奨												○							
	2	同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取消し													○						
	3	同条例第11条の2第2項に基づく図書類の陳列への助言又は指導														○					
	4	同条例第12条の2第6項の規定による改善等報告書の提出の命令													○						
	5	同条例第12条の3第5項の規定による勧告														○					
	6	同条例第12条の3第6項の規定による															○				









	2項の規定による指 定的人権施設等 に対する返還請求等										
	31 同法第7条の3第 1項の規定による障 害児の保護者等対 する報告等の命令等								○		児童福祉研 長
	32 同法第7条の4の 規定による官公署に 対する文書の閲覧等 の要求等								○		児童福祉研 長
	33 同法第8条の規定 による児童福祉施設 の設置の認可の取消 し						○				
	34 同法第9条第1項 の規定による施設の 設置者等からの報告 の徴収又は事業計画等 への立入調査の実施								○		総合事務研 長
	35 同法第9条第3項 の規定による施設の 設備又は運営の改善 その他の報告								○		総合事務研 長
	36 同法第9条第4項 の規定による施設に 従わずあつた旨の公 表							○			
	37 同法第9条第5項 の規定による事業の 停止又は施設の閉鎖 の命令							○			
	38 同法第9条第7項 の規定による市町村 長への通知								○		
	39 同法附則第33条の 3の2第1項の規定 による障害児福祉給 付費等の支給の決定								○		児童福祉研 長
	40 同法附則第33条の 3の2第2項の規定 による重症心身障害 児施設対象に係る障 害児福祉給付費等の 支給の決定								○		児童福祉研 長
四	児童福祉 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務 (子ども発 達支援課の 所掌事務に 係るもの に限る。)	1 同法第8条の規定 による児童福祉施設 の実地の検査							○		総合事務研 長
五	鳥取県立 社会福祉施 設の設置及 び管理に関 する条例 (昭和59年 鳥取県条例 第1号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第3条の規 定による鳥取県立社 会福祉施設の利用の 許可 (一) 鳥取県立若成 学園の利用に係る もの (二) 鳥取県立総合 療育センターの利 用に係るもの (三) 鳥取県立鳥取 療育園の利用に係 るもの (四) 鳥取県立中部 療育園の利用に係 るもの							○		皆成学園長 総合療育セ ンター院長 鳥取療育園 長 中部療育園 長
六	鳥取県立 社会福祉施	1 同条例第6条の規 定による使用料又は							○		





埋蔵の許可									
25 同法第31条第1項(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による生活の用に供される水の使用等の制限又は禁止の命令		○							
26 同法第32条第1項(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物への立入りの制限又は禁止		○							
27 同法第32条第2項(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物の非難その他の必要な措置の実施		○							
28 同法第33条(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による交通の制限又は遮断		○							
29 同法第35条第1項(同法第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は調査の実施								○	総合事務部長
30 同法第37条の規定による患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要は医療費用の負担の決定								○	総合事務部長
31 同法第37条の2の規定による患者等からの医療費用の負担申請の受理及び必要は医療費用の負担の決定並びに協議会の意見聴取								○	総合事務部長
32 同法第38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定		○							
33 同法第38条第2項の規定による経路指定医療機関の指定								○	総合事務部長
34 同法第38条第5項から第7項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び経路指定医療機関の指導								○	総合事務部長
35 同法第38条第9項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び経路指定医療機関の指定の取消し		○							
36 同法第40条第3項の規定による診療報酬の額の決定				○					
37 同法第40条第5項の規定による診療報酬の額の決定に当たっての審査委員会等				○					

	の意見の聴取											
	38 同法第40条第6項の規定による診察報酬の支払に関する事務の委託							○				
	39 同法第42条第1項の規定による患者等からの医療費等の支給の申請の受理及び必要経費の負担の決定										○	総合事務部長
	40 同法第43条第1項の規定による感染症指診記録簿の管理者に対する報告の請求及び検査の実施							○				
	41 同法第43条第2項の規定による診察報酬の支払の一時差止め又は差止め							○				
	42 同法第45条第1項又は第2項の規定による新感染症に係る健康診断の実施の報告又は健康診断の措置の実施										○	総合事務部長
	43 同法第46条の規定による入院の猶留若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長										○	総合事務部長
	44 同法第47条の7の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者の数等の通報又は報告の受理										○	総合事務部長
	45 同法第48条第4項の規定による費用の徴収										○	総合事務部長
三 予診受種法（昭和23年法律第38号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による臨時の予診受種法の施行及びその施行の命令 (一) 結核に係るもの (二) (一)以外のもの									○		保健所長
四 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第1項の規定による結核の撲滅 2 同法第21条第1項の規定による費用の徴収							○				
五 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条に規定する撲滅に関する政令（平成21年政令第22号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第2項、第6項、第7項又は第10項の規定による撲滅の要否等の決定、撲滅者の生活状態の調査、撲滅の要否の決定、撲滅の停止若しくは中止の決定又は撲滅者の居住の場所への立入調査の実施 2 同令第2条第9項の規定による撲滅者に対する指導及び指示 3 同令第3条の規定							○				



<p>規程による診療所の 病棟の設置又は病床 数等の変更の許可 (一) 病院に係るも の (1) 重要なもの (2) (1)以外の もの イ 一の総合事 務所の所管区 域外に係るも の ロ イ以外のも の (二) 診療所又は 診療所に係るもの (1) 一の総合事 務所の所管区 域内に係るもの (2) (1)以外の もの</p>			○							○	総合事務所 長
<p>9 同法第8条の規定 による診療所又は 診療所の開設の届出 の受理</p>										○	総合事務所 長
<p>10 同法第8条の2第 2項の規定による病 院等の休止等の届出 の受理 (一) 診療所又は 診療所の休止等の届 出に係るもの (二) (一)以外のも の</p>				○						○	総合事務所 長
<p>11 同法第2条第1項 ただし書の規定によ る病院等の開設者が 他の者にその管理を させる場合の許可 (一) 一の総合事務 所の所管区域に 係るもの (二) (一)以外のも の</p>										○	総合事務所 長
<p>12 同法第2条第2項 の規定による病院等 を管理する医師等が 他の病院等の管理者 となる場合の許可 (一) 当該診療所又 は診療所が当該医 師等の管理する診 療所又は診療所の 所在地を所管する 総合事務所の所管 区域外に所在する 場合に係るもの (二) (一)以外のも の</p>										○	総合事務所 長
<p>13 同法第2条の2の 規定による地域医療 支援病院の業務に関 する報告書の受理</p>				○							
<p>14 同法第5条第3項 の規定によるエック ス線装置を備えたど き等に係る病院又は 診療所の管理者から の届出の受理</p>										○	総合事務所 長
<p>15 同法第6条ただし 書の規定による病院 に医師を値直させな いことの許可</p>			○								
<p>16 同法第8条ただし 書の規定による病院 等に専属の薬剤師を 置かぬことの許可 (一) 診療所に係る</p>										○	総合事務所









線技師法 （昭和26年 法律第226 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	の規程による診療放 射線師の処置につ いての厚生労働大臣 への具申												○	総合事務所 長
九 行政事務 の簡素合理 化及び整理 に関する法 律（昭和68 年法律第83 号）附則第 5条第6項 の規程によ りはその効 力を有する こととされ る同法第22 条の規定に よる改正前 の診療放射 線師及び電 気線技師法 （昭和26年 法律第226 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第27条第2項 の規程による照射線 の提出の要求及び照 射線の検査の実施												○	総合事務所 長
十 あん摩マ ッサージ指 針（はり 師、きゆう 師等）に関 する法律（昭 和22年法律 第117号） に基づき知 事の権限に 属する事務	1 同法第8条の規定 による施術者に対す る業務に関する指示												○	総合事務所 長
	2 同法第9条の2の 規程による施術所の 開設者の氏名等若し くはその変更の届出 の受理又は施術所の 休止若しくは廃止若 しくは再開の届出の受 理												○	総合事務所 長
	3 同法第9条の4の 規程による住所地又 は施術所の所在地が 鳥取県の区域内にあ る施術者が鳥取県に 滞在して業務を行う 旨の届出の受理												○	総合事務所 長
	4 同法第10条第1項 の規程による施術者 等に対する報告の要 求又は施術所の廃 止若しくは検査の実 施												○	総合事務所 長
	5 同法第11条第2項 の規程による施術所 の使用制限若しくは 禁止又は改善若しく は措置の命令												○	総合事務所 長
	6 同法第12条の2第 2項において準用す る同法第8条の規定 による医業類似行為 を業として行うこと ができる者等に対す る業務に関する指示												○	総合事務所 長
	7 同法第12条の2第 2項において準用す る同法第9条の2の 規程による施術所の 開設者の氏名等若し くはその変更の届出 の受理又は施術所の 休止若しくは廃止若												○	総合事務所 長













7 同法第2条の11第4項の規定による裁判所への意見の陳述		○									
8 同法第2条の12の規定による清算終了の届出の受理			○								
9 同法第1条（同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項を含む。）の規定による保険医療機関に対する療養の給付等に関する指導			○								
10 同法第45条第3項（同法第52条第6項、第53条第3項及び第4条の3第2項を含む。）の規定による療養の給付に要する費用の額について別段の定めをなす支那の給付の認可		○									
11 同法第45条の2第1項（同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項を含む。）の規定による保険医療機関若しくは邦外医療機関等の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は記録等の検査		○									
12 同法第45条の2第5項（同法第2条第6項、第3条第3項及び第4条の3第2項を含む。）の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知		○									
13 同法第4条の2の2（同法第4条の3第2項を含む。）の規定による指定訪問看護事業者等に対する指導			○								
14 同法第4条の2の3第1項（同法第4条の3第2項を含む。）の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は記録等の検査		○									
15 同法第4条の2の3第3項（同法第4条の3第2項を含む。）の規定による指定訪問看護事業者等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知		○									









<p>製造業の許可（同条第3項の規定によるその更新を含む。）  (一) 薬用製剤販売医薬品の製造に係るもの  (二) 令第30条第2項第3号に係るもの</p>									○	総合事務部長
<p>3 同法第4条第1項の規定による医薬品等の製剤販売の承認  (一) 薬用製剤販売医薬品の製剤販売に係るもの  (二) 令第30条第2項第5号に係るもの</p>									○	総合事務部長
<p>4 同法第4条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査</p>										
<p>5 同法第4条第9項の規定による医薬品等の製剤販売の承認に係る事実の一部変更の承認（同条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理を含む。）  (一) 薬用製剤販売医薬品の製剤販売に係るもの  (二) 令第30条第2項第5号に係るもの</p>									○	総合事務部長
<p>6 同法第4条の9第1項の規定による医薬品等の製剤販売の届出の受理（同条第2項の規定による変更の届出の受理を含む。）  (一) 薬用製剤販売医薬品の製剤販売業者に係るもの  (二) 化粧品製造販売業者に係るもの</p>									○	総合事務部長
<p>7 同法第7条第4項又は第8条の2第2項において準用する同法第7条第3項の規定による医薬品製造管理者又は生物由来製品の製造管理者の兼業の許可</p>									○	
<p>8 同法第9条の規定による製剤所の廃止等の届出の受理  (一) 薬用製剤販売医薬品の製剤販売業者及び製造業者に係るもの  (二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの</p>									○	総合事務部長
<p>9 同法第40条の2第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による医療機器の修理業の許可（同法第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定によるその更新を含む。）</p>									○	



	命令 (一) 薬局製造販売 医薬品の製造販売 業者及び製造業者 に係るもの (二) 令第30条第2 項第4号の規定こ よる医療機器の修 理業者に係るもの (三) 令第30条第2 項第2号又は第4 号の規定による製 造販売業者又は製 造業者に係るもの									○	総合事務所 長	
	19 同法第7条の4の 3の規定による製造 販売業者又は製造業 者の届出の報告の受 理 (一) 薬局製造販売 医薬品の製造販売 業者及び製造業者 に係るもの (二) 令第30条第2 項第2号及び第4 号に係るもの									○	総合事務所 長	
	20 同法第30条第1項 の規定による調査									○		
七 薬事法施 行令に基づ く知事の特 限に属する 事務（第9 条の2第1 項の事務事 務を除く。）	1 同令第2条の薬局 の新設処分せん殿の 届出の受理										○	総合事務所 長
	2 同令第35条の規定 による薬局開設、医 薬品の販売業又は高 度管理医療機器等の 販売業若しくは貸貸 業の許可証の書換交 付 (一) 県外の直置販 売業に係るもの (二) (一)以外のも の									○	総合事務所 長	
	3 同令第46条の規定 による薬局開設、医 薬品の販売業又は高 度管理医療機器等の 販売業若しくは貸貸 業の許可証の再交付 (一) 県外の直置販 売業に係るもの (二) (一)以外のも の									○	総合事務所 長	
八 薬事法施 行令第30条 の規定によ り知事が行 うこととさ れた同令に 基づく事務	1 同令第5条又は第 12条（同令第5条こ おいて併用する場合 を含む。）の規定こ よる製造販売業若し くは製造業又は医療 機器の修理業の許可 証の書換え交付 (一) 薬局製造販売 医薬品の製造販売 業及び製造業者に係 るもの (二) (一)以外のも の									○	総合事務所 長	
	2 同令第6条又は第 13条（同令第5条こ おいて併用する場合 を含む。）の規定こ よる製造販売業若し くは製造業又は医療 機器の修理業の許可 証の再交付 (一) 薬局製造販売 医薬品の製造販売 業及び製造業者に係 るもの (二) (一)以外のも の									○	総合事務所 長	









8 同法第30条の4に おいて準用する同法 第9条第2項の規定 による向静申請売 業者等の免許証の書 換交付			○						
9 同法第30条の4に おいて準用する同法 第10条第1項の規定 による向静申請売 業者等の免許証の再 交付			○						
10 同法第30条の5第 1項の規定による向 静申請等研究施設 設置者の登録			○						
11 同法第30条の7に おいて準用する同法 第9条第2項の規定 による向静申請等 研究施設設置者の登 録証の書換交付			○						
12 同法第30条の7に おいて準用する同法 第10条第1項の規定 による向静申請等 研究施設設置者の登 録証の再交付			○						
13 同法第30条の22第 2項の規定による向 静申請売業者等が 所有する向静申請 つて生じた事故の 状況の厚生労働大臣 への報告			○						
14 同法第30条の24第 3項の規定による向 静申請等研究施設 設置者が海外から輸 入した向静申請薬の品 名等の厚生労働大臣 への報告			○						
15 同法第30条の26第 4項の規定による薬 局開設者等から別段 の申出があつた旨等 の公示			○						
16 同法第30条の28第 1項の規定による麻 薬売業者等からの 報告の徴収及び麻薬 業所等への立入検 査、関係者への質問 又は麻薬等の取没の 実施			○						
17 同法第30条の29の 規定による向静申請 の保管方法の変更等 の命令			○						
18 同法第30条の40の 規定による向静申請 営業所の構造設備の 改善の命令及び当該 営業所の使用の禁止 の決定			○						
19 同法第30条の41の 規定による向静申請 取扱責任者の変更の 命令			○						
20 同法第1条第1項 の規定による麻薬 売業者等の免許の取 消し及び麻薬取締	○								

										る業務又は研究の停止の命令
										21 同法第1条第2項の規定による向精神薬類取扱業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令
										22 同法第1条第3項の規定による向精神薬等製剤の製造装置者の登録の取消し
										23 同法第8条の2第2項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生労働大臣への報告
										24 同法第8条の6第1項、第4項及び第8項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の設定及び麻薬中毒者の厚生労働大臣への報告
										25 同法第8条の8第1項及び第6項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医師鑑定の管理者等への通知
										26 同法第8条の9第2項による、若し申す所の同法第8条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医師鑑定の管理者等への通知
										27 同法第8条の11の規定による措置入院者の所持品の保管の実施
										28 同法第8条の12第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定
										29 同法第8条の15の規定による麻薬中毒者医師鑑定の行った医業ごつての審査等の事務の委託
										30 同法第8条の16の規定による麻薬中毒者医師鑑定の管理者への報告の請求及び診療録等の真正検査の実施並びに麻薬中毒者医師鑑定に対する診療報酬の支払いの一時差止めの命令及び一時差止め
										31 同法第9条の4の規定による入院に要する費用の徴収
十七	あへん 法（昭和四 九年法律第 一〇号）に基 づく知事の権 限に属する									1 同法第44条第2項の規定によるいれ栽培者等からの報告の徴収及び入れ栽培地等への立ち入り検査、関係者への質問又はあ







